

第18号 建築物の使用者制限の解除

1 趣旨

農林漁業者が居住する住宅と使用者制限を附して許可された住宅について、やむを得ない理由があると認められる場合、使用者制限を解除するものである。

2 申請者

新たに建築物を自己用住宅として使用する者。ただし、新築時の使用者の相続人を除くものとする。

3 対象建築物

対象建築物は次の各号のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 都市計画法第29条第1項第2号の農林漁業者住宅として建築された建築物
- (2) 審査基準第1号の世帯等の分離により建築する住宅として建築された建築物
- (3) 審査基準第4号の既存集落における自己用住宅として建築された建築物
- (4) その他使用者制限を附して許可された住宅として建築された建築物

4 申請要件

申請内容は、次の各号に掲げる事項のいずれかに該当しなければならない。

- (1) 新築時の使用者が建築後5年以上適正に使用し、かつ、新築時の使用者において使用者を変更すべきやむを得ない理由があると認められること。ただし、当該土地及び建築物の競売並びに使用者の相続人の不存在等により使用者が変更される場合は、この限りでない。
- (2) 当該建築物が都市計画法に適合している建築物として建築された後、使用目的を変更せずに20年以上経過した住宅で、使用者を変更すべき理由があると認められること。